

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令第五号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令案」等
に対する意見募集の結果
(意見募集期間:令和8年1月20日(火)から同年2月18日(水)まで)

No.	意見提出者	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	匿名	印鑑登録申請の書類だが、「性別なし」で事足りるなら、すべて「性別なし」で良いのではないか。 印鑑登録では、本人確認に、性器の確認でも するのだろうか? 人権に配慮し、不要なプライバシー抵触は 避けるべきだろう。	本省令及び告示案は、印鑑登録システムが備えるべき機能等に関する標準化基準を定めるものです。いただいた御意見については、印鑑登録の制度に係る御意見として承ります。	無
2	匿名	手数料や手続きの手間を踏まえると、せっかく共通化するのであれば、自治体をまたぐ転出入で印鑑登録を引き継げるようにしてほしい。	本省令及び告示案は、印鑑登録システムが備えるべき機能等に関する標準化基準を定めるものです。いただいた御意見については、印鑑登録の制度に係る御意見として承ります。	無
3	匿名	旧住民基本台帳カードを印鑑登録証ないし印鑑登録者識別カードとして利用できるようにする機能(機能ID:0020158)について、以下の理由により実装不可ないし非推奨とすべきだと考える。 ・本人確認書類としての有効期限が切れており、券面記載事項(顔写真含む)の信頼性が低いこと ・発行から少なくとも10年以上経過していることにより、カードの物理的な劣化の恐れがあること ・個人番号カードへの移行を促すきっかけとすること	住民基本台帳カードについては、新規発行がなく、また、券面の有効期限が最長で令和7年であることから、「自治体システム等標準化検討会」において、当該機能を実装不可機能とすることも検討されましたが、有効期限切れの住民基本台帳カードを印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードとして利用するかどうかは自治体の判断によることから、「印鑑登録システム標準仕様書」において標準オプション機能とされています。本省令及び告示案は、当該標準仕様書に基づき、印鑑登録システムが備えるべき機能等に関する標準化基準を定めるものです。	無
4	匿名	証明書の不正取得や、不正取得した証明書を悪用した詐欺事件が起きないように、マイナポータルで証明書が第三者により取得された際に通知する仕組みの導入を検討いただきたいです。	本省令及び告示案は、印鑑登録システムが備えるべき機能等に関する標準化基準を定めるものです。いただいた御意見については、印鑑登録の制度に係る御意見として承ります。	無
5	匿名	地方公共団体情報システム標準化基準省令案に対する意見(マイナンバー必須化反対と代替手段保証の提案) 省令案に強く反対します。地方公共団体情報システムの標準化基準でマイナンバーカード・オンライン申請を事実上必須化する方向性は、国民の負担増大と格差拡大を招くだけです。 標準化でデータ連携・クラウド利用が進むのは理解しますが、マイナンバーカード未取得者(高齢者・低所得層の約20%、総務省2025年データ)が行政手続きから排除されるリスクがあります。オンライン申請の拡大は便利ですが、ネット環境やカード取得ができない人は置き去りにされます。データ紐付けの過多は監視社会を助長し、プライバシー侵害の危険を増大させます。 不正防止のための厳格化はイタチごっこで、新たな偽造手口が出てくるだけです。対策を強化するたびに新たなコスト(装置導入・手続き時間)と負担が国民に転嫁され、格差が広がります。改正するなら、マイナンバーカード必須化を避け、紙申請・対面確認・電話確認の代替手段を完全に保証してください。運転免許証・パスポート・健康保険証の目視確認を維持し、すべての国民が安心して行政手続きを利用できる仕組みにすべきです。 行政サービスは生活必需品です。金儲け優先ではなく、公共性を最優先にしてください。省令案の見直しを強く求めます。	本省令及び告示案は、印鑑登録システムが備えるべき機能等に関する標準化基準を定めるものであり、御指摘のような行政手続におけるマイナンバーカードの利用やオンライン申請を必須化するものではありません。	無

【提出意見数 5件】